

山北町生涯学習活動事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山北町における生涯学習活動の推進を図るため、山北町生涯学習推進プランの基本計画に則り、広く町民が生涯学習事業を展開していくために、自治会が行う生涯学習活動事業に要する経費に対して助成金を交付する。

(助成の対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、次に掲げる事業で生涯学習活動事業とする。

- (1) 地域の人との交流・和を深めるための事業
- (2) 教養を高めるために、講座・教室等を開催する事業
- (3) 施設等を利用して、日々の成果を発表する事業
- (4) その他教育長が必要と認めた事業

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費(講師謝金)
- (2) 需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費)
- (3) 役務費(通信運搬費、保険料)
- (4) 旅費
- (5) 使用料
- (6) その他教育長が必要と認めたもの

(助成金)

第4条 助成金は、山北町一般会計予算の範囲内とし、均等割、自治会の世帯数、及び必要があると認められる場合の加算により算出するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする自治会は、山北町生涯学習活動事業助成金申請書(様式第1号)により次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 山北町生涯学習活動事業計画書
- (2) 山北町生涯学習活動事業収支予算書

(決定通知)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、山北町生涯学習活動事業助成金決定通知書（様式第2号）により当該自治会に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた自治会は、山北町生涯学習活動事業助成金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。

(1) 山北町生涯学習活動事業実績報告書

(2) 山北町生涯学習活動事業収支決算書

(交付決定の取り消し)

第8条 教育委員会は、次の各号に該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の全額もしくは一部を取り消し、又は、助成金を返還させることができる。

(1) 助成金を当該事業以外の目的に使用したとき

(2) 書類の記載事項が事業と相違したとき

(3) その他教育委員会が不相当と認めたとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。